

## ソーラーシェアリングは推進すべき

玉露の茶園での寒冷紗かけ。柱にロープを張ればラクにかけられる。パネルがあるので防霜ファンも不要 (K)



コンバインによる大麦の刈り取り。パネルがあっても機械がしっかり入れる (写真提供: 千葉県匝瑳市・市民エネルギーちば)

てもらい、環境関係の補助金を得て、ようやく採算が合う状況にあります。しかし収支がトントンといえども作物の生産販売では考えられないほどのキャッシュフローが、農業所得の不安定性をカバーし経営を底支えしてくれます。

シャインマスカットで営農型発電に取り組む静岡の事例では、雨除けも兼ねる太陽光パネルの発電収入が、ブドウの苗木育成期の無収入を支えていました。茶栽培では、これから需要が伸びる玉露や抹茶(碾茶)への切り替え時に、発電収入が経営を支えている事例もあります。玉露や碾茶は摘採前に寒冷紗で3週間程度被覆しますが、このときパネルを支える柱にロープを張ることで寒冷紗をラクにかけられます。パネルが空中にあることで防霜ファンを不要としているのも印象的でした。福島では、垣根仕立てのワイン用ブドウの頂上部分に細長いパネルが設置され、発電と雨除けに貢献していました。収穫までの時期は発電収入が経営を支えます。千葉では、土地利用型の大麦で営農型発電に取り組み、刈り取り時にはパネル下でコンバインが活躍し収益性を高めています。

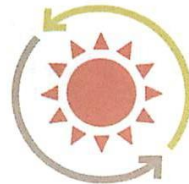


雨除けも兼ねる太陽光パネルを設置した3年目のシャインマスカット (写真提供: 静岡県富士宮市・カネヘイファーム。以下Kも)

### ソーラーシェアリングの新展開

最近の新聞などでは、ソーラーシェアリングとも呼ばれる営農型太陽光発電(以下、営農型発電)が、農地の不適正利用と結びついているかのような印象を与える記事が多い。しかし、これは正しくありません。日本発の技術である営農型発電は、農業を展開し農地を守りながら、柱などを建てて空中に太陽光パネルを設置することで発電もする技術です。太陽光が作物に降り注ぐように、間隔をあげながらパネルを設置し適正な遮光率を維持しています。最近ではフェンスのように垂直に立てる両面式の太陽光パネルも出てきました。柱の数が少なく農作業がしやすい新しいタイプです。

今のFIT(再生可能エネルギーの固定価格買取)の1kWh当たり10円の買取価格では、発電の建設費を回収できず、新電力会社を通じて再エネ支援の企業に高く買っ



## ソーラーシェアリングは推進すべき

抑制議論に異議あり

堀口健治

## 不適正な事例への対処は当然のこと

農地法では、田畑に発電設備を設けるには、支える支柱部分の農地の一時転用許可が必要で、営農型発電の事業者は農水省は通知を出して、パネル下の作物が地域平均の8割を超える収量を確保することを求めています。しかしこれを満たさず、農業をいい加減にして、発電だけを狙う不適正な営農型発電があることも承知しています(2020年度において営農型発電件数の14%)。そのほとんどはFITの初期の高価格時に儲けようとしてきたものです。農地や林地を転用しての「野立て方式」の適地がすでに他の企業に押さえられていたため、やむなく転用できない農地を使って儲けようとする事例が問題を起こしているのです。

最初から農業には関心がないし、農業にコストもかけたくないで、農業委員会の指導に従わない。「約束違反なので撤去してください」といっても、通達レベルが相手なら裁判すれば勝てるなどという人たちがいるようで、関係者が困っているのです。これに対し、農地転用の許可基準を法令化し、従わなければ施設の撤去を確実にできるようにするための検討がなされています。当然のことです。

しているのです。30年までの目標達成には、さらに同じ面積の野立てをもう一度繰り返す必要がある。しかし、あのメガソーラー建設が再度繰り返されるならば、傾斜地や尾根筋へのパネル設置がさらに広がるのが心配されます。

最近はやうやく太陽光パネルの設置効果が大したこと認めて、東京都などは新築家屋の屋根にパネル設置を義務付け、経産省も24年までに工場の屋根のパネル設置にFIT12円という新ランクを設けて推進するようです。しかし面的には農地・林地の転用による役割が大きいことははっきりしています。

## 今の転用の方針は野立てを増やすだけ

再生エネルギーにかかる農地転用の農水省の方針は以



小型電動噴霧器 MotorFog

葉面散布で 強壮な作物の作柄に

うっすらと少なめに

特許取得

噴霧距離 約20~30m 葉ハダス内噴霧

軽い 小さい 静か 安全

葉面散布・灌水することで生育環境を改善し、生産成長にスイッチ!



イチゴ・ブルーベリー・メロン栽培に実績!

静岡県 メロン農家さん(モーターフォグ使用)

30年来、ガラス温室でメロンを栽培しています。50坪のハウスに5日毎、リフレッシュ用澄み液と拡散剤の混合液を1リットル葉面散布。霧状で1リットル程度の葉面散布なので過湿の心配もなく天気を運びません。灌水すれば植えた際の活着が良く、しっかりと産毛が立った健康なメロンに育ちます。現在の散布方法を始めてスリップス等の害虫が少なくなり殺虫剤も使っていません。

株式会社 土佐農機

〒781-1105 高知県土佐市湊泊910  
TEL:088-852-3838  
FAX:088-852-3899  
http://www.tosanoki.co.jp  
info@tosanoki.co.jp

TOSH NOKI

## 傾斜地や尾根筋に「野立て」が増える危険性

「農地を大事にせよ」という声は、新農業基本法の議論の中でも大きい。しかしなぜか、この議論に、最近「営農型発電は慎重に」という文言が付いています。農協中央会も全国農業会議所も申し入れ書にそう述べています。この問題で設けられた自民党のプロジェクトチームの提言書には、これから各地でつくられる「地域計画」の中に、営農型発電は「関係者の同意がなければ設置できない」との文言が入っています。営農型発電を見たくもない地域では、そうした面倒なことはやらないことになるでしょう。

しかし、農地を大事にと主張しながら、日本の再生可能エネルギー導入に大きな役割を果たしてきた太陽光発電の大半が、農地や林地の転用であることを忘れていました。12年のFIT導入以来、20年までに農地転用は1・3万ha、林地転用は1・9万haの大きさになっていきます。地目を雑種地に変えてパネルを設置するので、これはいわゆる「野立て」です。

太陽光発電は、日本政府が掲げた30年までの再生可能エネルギー導入目標の半分を占めています。農地・林地の転用のおかげで、19年までにすでに目標の半分の達成

下のとおりです。①再生困難な荒廃農地は農業委員会が判断すれば、市町村長の職権で法務局に地目変更を申し出ることができる。②再生可能な荒廃農地でも耕作者の確保が困難な場合は、転用の条件を緩める。③農用地区域内で非農地と判断された荒廃農地については、農用地区域から除外する手続きを円滑化する。これらの面積の内訳は示されていませんが、むしろこの転用の姿勢こそ慎重に再検討されるべきなのです。

現在のFIT10円レベルで採算が合うのは建設コストが安い野立てだけ。今のままでは農地・林地の転用を加速させることになりかねない。恐ろしいことです。

原発に頼らない再生可能エネルギーを広げ、かつ農地を守るには、営農型発電の推進が欠かせないと考えます。

(早稲田大学名誉教授)